独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案 参照条文

目次

\circ	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号) (抄)・・・	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)	独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号) (抄)・・・・・・・・・・・	独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号) (抄)・・・・・
抄)	七十九	•	
•	号)	•	•
•		•	•
•	抄)	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
:::::::::::::::::::::::::::::::::::::::			
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
17	8	7	1

◎独立行政法人環境再生保全機構法 (平成十五年法律第四十三号) 抄)

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

役員及び職員 (第六条―第九条)

第三章 業務等(第十条―第十六条の二) 雜則(第十七条—第二十一条)

第五章 第四章

罰則 (第二十二条)

附則

第 章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 独立行政法人環境再生保全機構の名称、 目的、 業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法 一項に規定する独立行政法人の名称は、 独立行政法人環境再生保全機構とする。 (平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第

(機構の目的)

第三条 ことを目的とする。 良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、 動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、 文援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活 もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する

(中期目標管理法人)

第三条の二 機構は、 通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

(事務所)

第四条機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第三条第五項及び第四条第七項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

- 2 当該出資した金額の全部又は一部が第十四条第一項の公害健康被害予防基金又は第十五条第一項の地球環境基金に充てるべきものであるときは 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は
- 3 機構は、 前項の規定による政府の出資があったときは、 その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

その金額を示すものとする。

(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、 理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、 理事が置かれていないときは、監事とする。
- 3 てはならない。 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 その間、 監事の職務を行

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の地位)

第九条 機構の役員及び職員は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用については、 法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

界十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一公害に係る健康被害の補償に関する次に掲げる業務を行うこと。

賦課金をいう。) の徴収 」という。)第五十二条第一項のばい煙発生施設等設置者をいう。)及び特定施設等設置者(補償法第六十二条第一項の特定施設等設置者を う。)からの汚染負荷量賦課金 ばい煙発生施設等設置者(公害健康被害の補償等に関する法律 (補償法第五十二条第一項の汚染負荷量賦課金をいう。) 及び特定賦課金 (昭和四十八年法律第百十一号。 以下この項及び第十一条において「補 (補償法第六十二条第一項の特定

ロ 補償法第十三条第二項の規定による支払

ハ 補償法第四十八条の規定による納付金の納付

一 補償法第六十八条に規定する業務を行うこと。

交付を行うこと。 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であって次に掲げるものに対し、 助成金

日本国内に主たる事務所を有する民間団体(民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その

その他の政令で定める要件に該当するもの 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、 て同じ。)による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであること その 開発途上地域の現地において事業

を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、

広範な国民の参加を得て行

ものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

五. 匹 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、 整理及び提供並びに研修を行うこと。

に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。)の処理を確実かつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第二条第一項 交付を行うこと。 する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成金の

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 む。)の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。 (昭和四十五年法律第百三十七号) 第八条の五第三項 (同法第十五条の二の四において準用する場合を含

七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。

更新及び取消しを含む。)及び第二十二条第一項の認定をいう。) (石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号。 以下 「石綿健康被害救済法」という。) 第四条第一 項の認定 (そ

他の団体をいう。以下この号にお

- 救済給付(石綿健康被害救済法第三条の救済給付をいう。)の支給
- 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 特別事業主(石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。) からの特別拠出金 (同項の特別拠出金をいう。 *(*)
- 2 機構は、 前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調 査研究、 情報

の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

第十条の二 機構は、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区又は環境大臣の指定する者(次項において「都道府県等」という。)に対し、 前条第一項第七号イ(申請に係る部分に限る。)及びロ(請求に係る部分に限る。)に規定する業務の一部を委託することができる。

2 都道府県等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十一条 替えるものとする。 るのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構の事業年度」と読み 生保全機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあ 償法第六十八条第二号に係る部分に限る。)、第三号又は第五号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法 (第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人環境再 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十条第一項第二号

(区分経理)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 第十条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「石綿健康被害救済業務」という。)第十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下「公害健康被害補償予防業務」という。)
- 前二号に掲げる業務以外の業務

積立金の処分

第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち環境大臣 承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間 (以下「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法 (同項後段の規定による

ことができる。 変更の認可を受けたときは、その変更後のもの) の定めるところにより、 当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財 源に充てる

- 2 国庫に納付しなければならない。 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、 その残り 余の 額
- 3 前二項に定めるもののほか、 前項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、 政令で定める。

(公害健康被害予防基金)

基金を設け、附則第三条第十項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び同条第十一項の規定により大気汚染物質排出施設設置者 被害予防基金に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出された金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。 出があったものとされた金額並びに第五条第二項後段の規定により公害健康被害予防基金に充てるべきものとして政府が示した金額 (大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気の汚染に関連のある事業活動を行う者をいう。以下同じ。 機構は、第十条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために公害健康被害予防 及び公害健康)から拠

通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、 「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。 公害健康被害予防基金の運用について準用する。 この場合におい

地球環境基金)

第十五条 えんがあったものとされた金額並びに第五条第二項後段の規定により地球環境基金に充てるべきものとして政府が示した金額及び地球環境基金に 球環境基金を設け、 てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。 機構は、 2、附則第四条第十一項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び同条第十二項の規定により政府以外の者から出第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために地

- 2 機構は、 次の方法による場合を除くほか、地球環境基金を運用してはならない。
- 国債、 地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他環境大臣の指定する有価 一巻の取
- 二 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預
- いう。以下同じ。)への金銭信託で元本補てんの契約があるもの 信託業務を営む金融機関 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号) 第一条第 一項の認可を受けた金融機関を
-] 財政融資資金への預託

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金)

により交付を受けた補助金及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の 化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、附則第四条第十三項の規定によりポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てられた金額並びに第三項の規定、十六条(機構は、第十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に要する費用で環境省令で定める範囲内のものに充てるためにポリ塩 合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

- 2 場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用について準用する。 この
- 3 政府及び都道府県は、予算の範囲内において、機構に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てる資金を補助することができる。

(石綿健康被害救済基金)

第十六条の二 機構は、第十条第一項第七号ロに掲げる業務に要する費用に充てるために石綿健康被害救済基金を設け、 一条第二項の規定において充てるものとされる金額をもってこれに充てるものとする。 石綿健康被害救済法第三十

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、 通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、 「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。 石綿健康被害救済基金の運用について準用する。 この場合におい

第四章 雑則

(財務大臣との協議

第十七条 環境大臣は、 次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 第十条第一項第五号及び第十六条第一項の環境省令を定めようとするとき。
- 第十三条第一項の規定による承認をしようとするとき。
- 第十五条第二項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

- 一役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、第十八条機構に係る通則法における主務大臣は次のとおりとする。 環境大臣
- 二 第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、 大臣及び環境大臣 農林水産大臣、 経済産業大臣、 国土交通
- 三 第十条に規定する業務のうち前号に掲げる業務以外のものに関する事項については、 機構に係る通則法における主務省令は、環境省令とする。 環境大臣

- 6 -

(他の法令の準用)

第十九条 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)その他政令で定める法令については、 みなして、これらの法令を準用する。 政令で定めるところにより、 機構を国の行政機関と

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十条 国家公務員宿舎法 (昭和二十四年法律第百十七号) の規定は、 機構の役員及び職員には、 適用しない。

第二十一条 削除

第五章 罰則

この法律の規定により環境大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。 その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

基金、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金若しくは石綿健康被害救済基金を運用し、 したとき。 第十四条第二項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項において読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して公害健康被害予防 又は第十五条第二項の規定に違反して地球環境基金を運用

◎独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号) (

(定義

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業 は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの(以下この条において「公共上の事務等」という。)を効果的かつ効率的に行わせるため、 であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又 期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 (略)

3 この法律において「国立研究開発法人」とは、 公共上の事務等のうち、 その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、 中長期的な

ものをいう。 じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、 中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発(以下「研究開発」という。)に係るものを主要な業務として国が 個別法で定める

4

◎補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和三十年法律第百七十九号) 抄)

第 一章 総則

第一条 この法律は、(この法律の目的) (この法律の目

助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを 目的とする。 補助金等の交付の申請、 決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、 補

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

二 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)一 補助金

利子補給金

その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるも

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、 かつ、 当該補助金等

の交付の目的に従つて交付するもの

5

利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、 法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。 利子を軽減して融通する資金

- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 同 .法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。 この法律において「各省各庁」とは、財政法 (昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいい、 「各省各庁の長」とは、

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれ るものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならな

2 ればならない。 の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなけ 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令

(他の法令との関係)

第四条 るところによる。 補助金等に関しては、 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、 この法律の定め

二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出五条(補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、 なければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 がないかどうか等を調査し、 に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、 をしなければならない。 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、 補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。 補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤 以下同じ。

より当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間 併せて、 当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達し (法令に

てから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定め、 かつ、 これを公表するよう努めなければならない。

- 3 金等の交付の決定をすることができる。 各省各庁の長は、第一項の場合において、 適正な交付を行うため必要があるときは、 補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助
- 4 行を不当に困難とさせないようにしなければならない。 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、 その申請に係る当該補助事業等の遂

(補助金等の交付の条件

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、 法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるとき

- 次に掲げる事項につき条件を附するものとする。
- きこと。 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、 各省各庁の長の承認を受けるべ
- 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、 各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五四 指示を受けるべきこと。 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその
- 2 反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。 各省各庁の長は、 補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に
- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を
- 4 当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、 いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不

決定の通知

附することを妨げるものではない。

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、 交付の申請をした者に通知しなければならない。 すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の

-請の取下げ)

第九条 補助 金等の交付の申請をした者は、 前条の規定による通知を受領した場合において、 当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれ

に附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、 申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、 定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経行条(各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決 過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、 変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の

3 より、補助金等を交付するものとする。 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、 政令で定めるところに

4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一条 なつている融資又は利子の軽減をしないことにより、 てはならない。 な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用 補助事業者等は、 法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、 補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。 (利子補給金にあつては、 その交付の目的と 以下同じ。)をし 善良

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、 らず、 いる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、 いやしくも間接補助金等の他の用途への使用 その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。 (利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつて 善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければな 以下同じ。)をしてはならない。 同項第二号の資金にあ

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、 各省各庁の長の定めるところにより、 補助事業等の遂行の状況に関し、 各省各庁の長に報告しなければならない。

補助事業等の遂行等の命令

第十三条 つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従

2 各省各庁の長は、 補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、 当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。 補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は

(補助金等の額の確定等)

第十五条 うかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、 応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかど、十五条(各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に 当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

- 補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、 きことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、 当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべ その報告に係る補助事業等の成果が
- 第十四条の規定は、 前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

2

第四章 補助金等の返還等

決定の取消)

- 2 第十七条 に附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、 業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 各省各庁の長は、 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、 間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、 補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれ その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは
- 3 前二項の規定は、 補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

4

第八条の規定は、

- 12 -

(補助金等の返還)

- 第十八条 れているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、 補助事業等の当該取消に係る部分に関し、 すでに補助金等が交付さ
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、 期限を定めて、その返還を命じなければならない。 すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは
- 3 情があると認めるときは、 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得な 政令で定めるところにより、 返還の期限を延長し、 又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

- 第十九条 で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけ 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、
- るその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、 政令で定めるところにより、納期日の翌日から: 納付
- 3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、 部を免除することができる。 政令で定めるところにより、 加算金又は延滞金の全部 又は

の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、 金等と未納付額とを相殺することができる。 て、その者に対して、 同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、 補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、 当該補助金等、 相当の限度においてその交付を一時停止し、 加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合にお 又は当該補助

(徴収)

- 2 第二十一条 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、 国税及び地方税に次ぐものとする。 国税滞納処分の例により、 徴収することができる。
- 第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、 の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。 補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正 のための措置

(財産の処分の制限)

第二十二条補助事業者等は、 交付の目的に反して使用し、 譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、 補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、 各省各庁の長の承認を受けないで、補助・ 政令で定める場合は、この限りでない。 金等の

(立入検査等)

- 第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して 報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、 若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 延させ、 又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならな 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、 行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第二章及び第三章の規定は、 適

(不服の申出)

- 第二十五条(補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、 省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。 して不服のある地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基く港務局を含む。以下同じ。)は、 補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対 政令で定めるところにより、各
- 2 を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、 不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、 必要な措置をとり、 その旨

前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

3

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、 補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。
- 3 受託事務とする。 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第 一号法定

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、 十四年法律第百五十一号)第三条及び第四条の規定は、 適用しない。 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、 記録した電磁的記録 によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 えることができる。この場合において、 る情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機によ 当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。 次条において同じ。)については、 当該申請書等に記載すべき事項を 書類その他文字、図形等人の 当該申請書等の作成に代

(電磁的方法による提出)

- 第二十六条の四 いて同じ。)をもつて行うことができる。 電磁的方法 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合に (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。 次項にお
- れたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、 当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備 えら

(適用除外)

第二十七条 法律の一部を適用しないことができる。 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、 政令で定めるところにより、

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、 政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、 又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、 五年以下の懲役若しくは百

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十一条の規定に違反して補助金等の 他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十 また同項と同様とする。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者

一 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは

虚偽の答弁をした者

第三十二条 本条の罰金刑を科する。 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各一十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人

2 とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、 その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、 法人を被告人

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公

◎公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号) (抄)

(補償給付の免責等)

第十三条 (略)

2 五十二条第一項に規定するばい煙発生施設等設置者の請求に基づき、その者に対し、 環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、政令で定めるところにより、当該補償給付の支給の原因となつた行為に基づく損害を填補した第 前項の規定により都道府県知事がその支給の義務を免れることとなつた補償給付が第四条第一項の認定に係るものであるときは、 その免れることとなつた補償給付の価額に相当する金額の全 独立行政法人

(糾付金)

部

又は一部を支払うことができる。

第四十八条 構が当該都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に対して納付する納付金をもつて充てる。 前条の規定により都道府県又は第四条第三項の政令で定める市が支弁する前条第一号に掲げる費用は、 政令で定めるところにより、 機

に相当する額については、 充てる。 都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が第四十六条の規定に基づいて行なう公害保健福祉事業に要する費用のうちその四分の三 政令で定めるところにより、 機構が当該都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に対して納付する納付金をもつて

(汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務)

げるもの 和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設が設置される工場又は事業場を設置し、又は設置していた事業者で、 費用並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に関して行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの、第十三条第二項の規定による 支払に要する費用並びに機構が行う事務の処理に要する費用(以下「補償給付支給費用等」という。)の一部に充てるため、 十二条 (以下「ばい煙発生施設等設置者」という。)から、 機構は、第四十八条の規定による納付金のうち、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する 毎年度、 汚染負荷量賦課金を徴収する。 大気汚染防止法(昭 次に掲

- ガス量が政令で定める地域の区分に応じて政令で定める量以上である工場又は事業場を、 第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染の原因である政令で定める物質を排出するばい煙発生施設が設置され、 以下この章において同じ。)の初日において設置している事業者 各年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをい かっ 最大排出
- 度」という。)の初日において前号の政令で定められていた物質(以下「対象物質」という。)を排出するばい煙発生施設が設置され、 第一種地域の指定がすべて解除された場合にあつては、その解除があつた日(以下「基準日」という。)の前日の属する年度(以下「基準年 大排出ガス量が基準年度の初日において同号の政令で定められていた地域の区分に応じて同号の政令で定められていた量以上であつた工場又 かつ、

死亡者(以下 は事業場を基準年度の初日において設置していた事業者。ただし、 「既被認定者」という。)に関する補償給付支給費用等が生ずる場合に限る。 基準日以後も基準日前にされた第四条第 項の認定に係る被認定者及び認定

2 · 3 (略)

(特定賦課金の徴収及び納付義務)

第六十二条 機構は、第四十八条の規定による納付金のうち、第四条第二項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する 理に要する費用の一部に充てるため、第二種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染又は水質の汚濁の原因である物質を排出した大気汚染 費用並びに第二種地域に係る指定疾病による被害に関して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの並びに機構が行なう事務の処 第二条第二項に規定する特定施設の設置者(過去の設置者を含む。 防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設、 同法第十七条第一項に規定する特定施設又は水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号) 以下「特定施設等設置者」という。)から、 毎年度、 特定賦課金を徴収する。

()

第六十八条 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究、 機構は、大気の汚染の影響による健康被害を予防するため、 知識の普及及び研修を行うこと。 次の業務を行う。

二 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、 共団体(施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方公共団体を含む。)に対する助成金を交付すること。 健康相談、 健康診査、 機能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行う地方公

二 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。